

平成24年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成24年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成24年2月27日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第 25号 工事請負契約の一部変更について(南郷中学校)
専決第 1号 工事請負契約の一部変更について(たかつえロッジ)
専決第 2号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第 3号 工事請負契約の一部変更について(田島中学校)
専決第 4号 工事請負契約の一部変更について(南郷地域統合保育所)
専決第 5号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第 1号 南会津町東日本大震災復興支援交付金基金条例
- 日程第 5 議案第 2号 南会津町総合交流促進施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 平成23年度南会津町一般会計補正予算(第10号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	大桃英樹	議員	2番	長谷川耕一	議員
3番	湯田良一	議員	4番	室井嘉吉	議員
5番	室井実	議員	6番	湯田哲	議員
7番	渡部優	議員	8番	楠正次	議員
9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員

13番	星	登志一	議員	14番	阿久津	梅夫	議員
15番	五十嵐	司	議員	16番	大竹	幸一	議員
17番	菅家	幸弘	議員	18番	芳賀沼	順一	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
野中英昭	総合政策課長 補佐	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齋藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	館岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成24年第1回南会津町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、渡部優君、15番、五十嵐司君を指名いたします。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。



◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○芳賀沼順一議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告についてから、日程第 7、議案第 4 号までの議案審査に当たりましては、南会津町議会基本条例第 10 条の規定により質疑の応答は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第 55 条のただし書きの規定により質問の回数が 3 回を超えることを許可し、同規則第 56 条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね 30 分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質疑されるようご協力方よろしくお願いいたします。

日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告について、専決第 25 号 工事請負契約の一部変更について（南郷中学校）、専決第 1 号 工事請負契約の一部変更について（たかつえロッジ）、専決第 2 号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第 3 号 工事請負契約の一部変更について（田島中学校）、専決第 4 号 工事請負契約の一部変更について（南郷地域統合保育所）、専決第 5 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成 24 年第 1 回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙のところご参集賜りまして、まことにありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

これより本臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第 1 号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項につい

て専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第25号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成23年3月16日に大富土建工業株式会社と締結した南郷中学校大規模改造事業（体育館）建築主体工事請負契約について、請負金額を194万7,750円増額し、9,907万2,750円としたものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分したものであります。

なお、主な工事内容の変更は、外壁の補修工事において、高圧洗浄後、当初想定していた以上に亀裂が確認されたことなどから、追加変更したものであります。

次に、専決第1号 工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本件は、平成23年6月24日に株式会社館岩工務所と締結したたかつえロッジ建設事業建築主体工事請負契約について、請負金額を228万1,650円増額し、9,552万1,650円としたものでありまして、同じく変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分したものであります。

なお、工事内容の変更は、杭工事において、地中に点在する転石等により、当初指定した位置に施工できず、基礎形状の変更に伴い、鉄筋工、型枠工、コンクリート工などの数量が増加したことによるものであります。

次に、専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解についてご説明を申し上げます。

本件は、昨年12月27日、田島字大坪地内の南会津警察署前の交差点において、町有除雪車が後方にとまっていた相手方車両に気づかず後進し、相手方車両に接触し損壊させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金36万10円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

次に、専決第3号 工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本件は、平成23年3月16日に株式会社大橋工務店と締結した田島中学校大規模改造事業（第1期）建築主体工事請負契約について、請負金額を106万3,650円増額し、1億1,026万3,650円としたものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分したものであります。

なお、工事内容の変更は、内外部の壁補修工事において、当初想定していた以上に劣化及び亀裂が進んでいたことが判明したことから、壁表面の安定と亀裂などの調整を行うため、樹脂モルタル塗りを追加変更したものであります。

次に、専決第4号 工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本件は、平成23年6月24日に株式会社星工務店と締結した南郷地域統合保育所改修事業建築主体工事請負契約について、請負金額を216万1,950円増額し、9,057万1,950円としたものでありまして、同じく変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分したものであります。

なお、工事内容の変更は、外壁の補修工事において、高圧洗浄後、当初想定していた以上に亀裂が確認されたことなどから、追加変更したものであります。

次に、専決第5号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

本件は、福島県市町村総合事務組合に対して、伊達市国見町大枝小学校組合、田島・下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団が平成24年3月31日をもって解散し、新たに平成24年4月1日付で南会津地方環境衛生組合を設置する旨の届け出がされたことから、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更について異議がない旨、専決処分したものであります。

以上、ご報告申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 ただいま町長から報告がありました件で、何点かちょっと自分なりに質疑したいと思います。

工事請負契約の関係で25号と、賠償額の決定の2号と、あと3号と4号に関してお伺いしたいと思いますが、まずこの工事請負関係で、今町長の説明の中において、高圧によるひび割れという説明がございましたが、このひび割れというのは、今想定されている福島県における放射能の洗浄による高圧の洗浄なのか、その辺を1点お伺いしたいと思いますが、全部増額になっているのが全部これはみんなで話し合ったようにみんなひび割れというのは、この見積もりにおいては想定外ではないだろうと私は1点、そういうのが不審に思いましたので、その説明もあわせてお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えをいたします。

まず、1点目のひび割れの面積の多さといいますか、そういった関係でございますが、今回

の提案いたしました変更内容はほぼひび割れという部分が出てございます。これにつきましては、我々といたしましてもどういう原因なんだろうというふうに探りました結果、当初考えていたものより、ほとんどその物件でひび割れが多かった、それにつきましては、昨年3月の地震の影響もあるのではないかという考えを持ってございます。

それから、洗浄につきましては、今回の放射能の除染であるかどうかというおたがしでございますが、これはそれとは違いまして、改修前のひび割れの確認のための洗浄というふうにお考えいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 ちょっと私も記憶に薄いところがありますが、この発注は地震後の発注のような気がしたんですが、その辺はどうなんですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 1個ずつ申し上げますが、専決第25号につきましては、22年度事業の繰り越し事業でございますので、当然設計する際にも調査をしてございますので、震災前という形になろうかと思えます。

それでは、続きまして田島中学校、これにつきましても、22年度の繰り越し事業でございますので、震災前の調査という形になります。

それから、専決第4号、南郷地域の統合保育所でございますが、これにつきましては、23年6月に発注してございますが、設計そのものが、やはり震災前に設計したものであることとございますので、すべて設計については震災前に設計したものであることになってございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大体、おおむね説明はわかりましたが、この賠償の関係でございますが、たしか私聞いている限りでは、今年度の採用の人がこういう事故を起こしたというような話を聞いておりますけれども、これはどうであれ、大変仕事がない中で、できればいいなという感覚の中で応募した人が何人かいるようで、安全確認とか、そういう仕事に対する時間帯の指示とかがうまくいっていないような話もちよっと聞きますので、そこら辺の指揮命令はどうなっているのかちよっとお伺いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

常日ごろ除雪のオペレーターの方々には、事故の防止あるいは作業を敏速に実施して、通勤、

通学に合わせた除雪をするということで打ち合わせをしながら実施をしている段階でございます。

ただ、今回の事故につきましては、ちょっとした死角にその車が入ってしまったということで、後ろのほうを確認はしたんですが、ちょっと見えなかったという部分でございますので、それらについても今後十分注意をして作業に当たるということで、オペレーターの人たちを呼んで、そういった指示をしてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番 高野精一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私は今回ずらずらっと同じような状況が並んでいたもので、いわゆる新聞報道で、入札してもなかなか落札しないなんていう、そっちのほうからの関係かななんて思っていたんですけども、そうではないんだ、それぞれ主に言ったような亀裂が原因だというふうなことが今わかったわけですけども、だとすれば、これらの金額は合わせて結構私らから見るとちょっと大きな金額に見えるわけですけども、これらの金額は公正妥当な金額なのかと言われた場合に、どのような形でこれを証明するのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

この金額につきましては、現地を実測した上で変更設計、その数量ごとに変更設計を組んでございますので、設計書の中で金額を算出しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかりました。

それから、直接これとは関係ないかもしれませんが、先ほど言ったような、当町管内でなかなか落札しないんだというような状況があったかどうかお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 今回の専決の工事の部分で申し上げますと、そういった事例はなかった

というふうになっております。ただ、議員のほうにそういう耳に入ったといいますのは、今回の災害復旧のお話かと思いますが、それにつきましては、県内で何箇所かの不調という物件はございました。ただ、南会津町については、今の段階ではそういった物件はございません。

以上です。

○12番 湯田秀春議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、議案第1号 南会津町東日本大震災復興支援交付金基金条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第1号 南会津町東日本大震災復興支援交付金基金条例についてご説明を申し上げます。

本案は、福島県市町村復興支援交付金を財源として、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興及び風評被害の払拭に対する取り組みの強化を目的として、南会津町東日本大震災復興支援交付金基金を設置するものでありまして、平成28年3月31日限りの基金であります。

よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 勉強不足で内容までいかないかもわかりませんが、2点についてお伺いします。

まず1点目、第1条の住民生活の安定や地域経済云々とありますけれども、その使用の目的なんですけれども、細則がわからないのでちょっとわからないんですけれども、この中身は、余りつながらないのかなとも思いますけれども、再生エネ関係の研究なんかも入るんでしょうか、まず1点、お伺いします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課課長補佐、野中英昭君。

○野中英昭総合政策課長補佐 お答えいたします。

基本的には入る内容になるかとは思いますが、ただ、今回南会津町のほうとして、現在今回の基金に関して4つの柱を掲げておりまして、1つには災害の対策、それから2つ目が風評被害の対策、3つ目が地域経済の対策、4つ目といたしまして町民の健康の対策、放射能への対策というふうな形で考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 災害、風評、経済、健康、この4点を基金をするんだということですね。しかしながら、再生エネも対象内に入るという考え方でよろしいですね。わかりました。

2点目なんですけれども、これは総務委員会で内容がわからなくて申しわけないんですけれども、事前に説明がなかったものですからお聞きしますけれども、4条の「基金の運用から生ずる収益は」とあるんですけれども、こういった基金の運用から生ずる収益というのは、通常、こういった基金を設ける場合の、設けなければならない条例の項目なんでしょうか。一般的にこういった場合の基金の運用というのは何を指すんでしょうか、お聞かせください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

通常、特定目的基金につきましては、安全確実な方法ということで、通常ですと1年定期ということで積み立てをいたします。

したがって、1年後にそれぞれ基金から発生する利子が発生しますので、その予算に計上して、その部分をさらに基金のほうに積むと、このような運用の仕方をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 一般的に基金の運用というのは、定期預金だけというふうに考えてよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 基金につきましては、安全確実ということでございますので、通常有価

証券で持つということは、普通通常ないんですね。したがって、あるのは定期預金もしくは国債、これらで基金のまだ使っていない部分を運用すると、こういうことはありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、議案第2号 南会津町総合交流促進施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第2号 南会津町総合交流促進施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により建設を進めてまいりました川島地区の交流施設が竣工したことから、関係条例の整備を図るため、一部を改正するものでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この総合交流促進施設というのが、田島地区では初めての施設かなと思いますので、ちょっとイメージがわからないところがありますのでちょっと質問いたしますが、ほかでは岩下とか、湯ノ花、あと多々石、浜野にもあるんです。

それで、今回、川島の、いわゆる今までの集会所のかわりに新しい集会所のことだろうと思いますが、まず、いつから使えるのかというふうなことと、あとは各地区にある集会所とどこが違うのかなというふうなことをまず伺います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

まず基本的に、今回の設置条例の承認をいただきますと、予定では3月の定例会には指定管理を想定しています。指定管理については、川島地区を予定しております。3月の議会の指定管理が承認されますと、4月1日から指定管理で川島地区のほうにお願いしたいというふうなことを考えております。

あと、ほかの集会所と違うのはどこかというふうなことでありますが、今までは単なる地区の集まり事だけの集会所が多かったかと思いますが、これからは地域の交流、または地域外、都会、都市との交流、そういったことを踏まえて使用するというふうなことでございます。また、川島については、国道に沿っておりますので、直売所等も想定してまして、地元の農産物等を直売したいというふうなことを言っていると思いますので、ご理解ください。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今現在ある条例をちょっと見てみると、条例の12条で、利用料金は無料とするとなっているわけですが、普通、自分の周辺にある集会所の場合なんかを例にとると、地区民は無料なんですけど、地区外の方は料金を取ったりするわけですね、電気なんかも使いますからね。そういう点で、この施設はそういうほかの地区の人が使っても無料でやるのか、その辺別途違う料金をもらってもいいのか、その辺のことを今後どうするかちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

条例の中には有料、無料というふうなことも想定されますが、地区のほうでは、いずれ施設の管理が、維持管理が必要なものですから、維持管理料としての利用料というふうなことも考

えている地区もございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 ちょっとそれでは意味がわかりません。条例では無料とするとうたっているわけですから、ですからそれ以外に別途料金を設けて、条例上から見ると別に設けるのはだめだろうと私は思うわけですが、別に設けてもいいんだみたいな話もちよっとあるわけですが、その辺どうなんですか。

例えば今現在あるほかの例をちょっと聞きますけれども、岩下とか湯ノ花とか多々石、浜野あたりではどうしているのか。また今後川島はどうするのか、それをちょっとはつきりお願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

無料ということで条例化にはうたってありますが、どうしても地区の維持管理は必要なものですから、それは運用として利用を、料金を地区外で使用する場合は、そういう利用料を取っているというふうなところはございます。それでご理解ください。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 ほかではそういうことを設けているということがわかりましたが、そうすると、指定管理の委託料とか、指定管理料は払わないんですね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今想定していますのは、指定管理料については、維持管理料としては町のほうからは一切支出しておりませんので、地区のほうでの施設の維持管理と、そんなことでお任せするということで、あとは地区のほうで運用を考えていただきたいというふうなことであります。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 一応わかりましたが、この利用料金の12条に無料とありますが、別途設けてもいいんだという解釈を私はさせていただきますので、それでわかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第6、議案第3号 南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第3号 南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成22年度の国補正予算で措置されましたきめ細かな交付金により建設を進めてまいりました青柳地区のチップ生産保管施設が竣工したことから、関係条例の整備を図るため、一部を改正するものでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、第2条の下のほうに、(6)チップ生産保管及び販売に関する業務と、こういうことなんで、どこに販売する予定なのか、わかれば教えていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、今後ここにはチップということで、チップに力を入れているわけですが

れども、チップ以外のこと、例えば薪にしてもいいしペレットにしてもいいんだけど、そういうことまで想定しているのか、あるいはあくまでもこれはチップだけということに限定するのか、将来的にそういう含みを持っているのかどうかお伺いしたいと思います。この2点をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

まず、チップ生産でどこに販売するのかということですが、これは今はきらら289のほうにチップボイラーを設置しまして、当面この施設でつくったチップを、このボイラーで使用していくというふうなことでございます。

これは、当町にとっては初めての事業であります。これが軌道に乗るか乗らないかは我々まだ努力しなくちゃいけません、これが軌道に乗れば、もう1基、2基というふうにボイラーを増やして、森林整備をしながら間伐材を利用するというところも考えているところでございます。

あとチップ以外ということですが、これは施設の中では大分大きい施設もありますので、当面、町では薪割り機械を持っていますので、当面薪ストーブを、最近普及していますので、薪の製造等についても将来は考えてもいいのかなと思います。

そのほかにも、ペレットのそういう自然エネルギーもありますが、ペレットについては、またそれなりの機械も必要でありますので、このチップ等が軌道に乗って、スムーズな別な事業に展開できる段階になっていけば、次期の対策としてペレットのことも計画に入れてはというふうに今考えているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、今の説明だと、今考えているのは売り渡し先としてきらら289のボイラーだということなんですけれども、それ以外に、いわゆる町民にこのチップを使って、あるいはチップのストーブとか、何らかの考えがあるのかどうか。もう少し使用範囲というか、売り渡しの範囲先を広めていこうと、そういう考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

チップボイラーがかなり効果的に普及する見込みが立てば、農作業等のチップボイラー等に

ついても利用できると思いますので、まず当面のきらら289のボイラーがスムーズに利用できるようになれば、次期のことについても検討したいと思っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第7、議案第4号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第4号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ11億6,735万5,000円を追加し、予算の総額を135億9,348万2,000円とするものであります。

歳入補正予算から説明いたしますと、第14款国庫支出金は、国の第3次補正予算で措置された小・中学校耐震化のための学校施設環境改善交付金2億7,643万6,000円の補正でありまして、第15款県支出金は、市町村復興支援交付金2億431万9,000円の計上であります。

第18款繰入金は、財政調整基金から8,800万円を繰り入れするものでありまして、第21款町債は、小・中学校耐震化事業のための緊急防災・減災事業債5億9,860万円を追加するものがあります。

次に、歳出補正予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、東日本大震災復興支援交付金基金への積立金でありまして2億431万9,000円の追加補正であります。

第8款土木費は、除雪関係経費の補正でありまして6,240万円の追加であります。

第10款教育費は、小・中学校5校の耐震化事業と中体連等、各種大会出場補助金の追加でありまして9億125万9,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入補正予算との関係から62万3,000円の減額補正となりました。また、小・中学校耐震化事業費につきましては、第2表繰越明許費のとおり翌年度に繰り越すものとし、既定の地方債の追加は第3表地方債補正のとおりであります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 質問は1点でございます。

教育費の中学校の工事請負費の中に、先ほど町長より説明がありましたように、繰越明許費で耐震化工事をやるということで南郷中学校の校舎が入っておりますけれども、これは24年度中に完了して、25年度の学校統合に間に合わせをして、4月1日には整備をされた校舎に入るというふうに理解してよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

南郷中学校の校舎につきましては、当初は一応25年度ということで計画をしておりましたが、今回の統合委員会の中でできるだけ統合前に整備できないだろうかということで、国の第3次補正があったということで、今回追加をして24年度中に実施をするという方向になっております。今、おただしのように1年間でできるのかということで現在南郷中学校は校舎が1棟しかございませんので、その中で、いわゆる半分に区切ってというような形ですと、なかなか1年では終わらないということで、現在学校側と協議中なんです、来年度、今の南郷第二小学校

が統合になるということで、こちらのほうに工事期間中、現在の南郷中学校の生徒さんに移動していただいて、校舎を空にしたという状態になれば大体8カ月程度で完成するというので、今のところ24年年度内に完成ということで進めさせていただいております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 3点ほど質問させていただきます。

まず、一般補正6ページの財政調整基金の繰入金について1つ、それから町債の教育費について、それから歳出のほうで一般補正7番の積立金について、以上3点についてご質問させていただきます。

まず1点目、財政調整基金の繰り入れ8,800万円とありますけれども、先ほどの町長の説明では、繰り入れたということだけであつたんですけれども、この繰り入れた理由についてお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回の補正予算は大きく分けて3点ほどございますが、そのうち除雪関係の経費ですね、この部分について、2月の当初から大雪に見舞われまして、予算が不足するというので、今回6,240万円ほど補正をさせていただきましたが、これについての財源として、財政調整基金のほうを繰り入れすると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それから、2番目の町債、緊急防災・減災事業債というものは、私も初めて聞いたんですけれども、これの性格についてちょっとご説明いただけますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回のこの事業債につきましては、国の3次補正に伴って新たに設けられた起債の内容でございますが、通常ですと義務教育施設整備事業債というものを起債として充てるんですが、その起債につきましては、充当率が75、なおかつ交付税バックが70%ということで、最終的には75掛ける70で、財源措置として52.5%ほどになるかと思いますが、今回のこの補正予算で措置されましたこの起債につきましては、補助事業の部分については交付税が80%、それから単独分に当たっても交付税70%バックということで、過疎債以上の高い交付税措置があると

いうことで措置されましたので、これに乗らない手はないというふうなことがあって、前倒しで今回補正予算で計上させていただいたと、こういう内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 非常に過疎債でも、以前から比べると大分過疎債を使ったほうがいいなどは思っていたが、それ以上の有利な起債だということで、今後のこれは多分南会津町はまだ耐震が続くと思うんですけれども、今後の継続はあり得るのか、予想としてね。今回1回だけなのか、あるいは来年度の予算についても、こういった措置があるのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

断定的なことは言えませんが、これだけの高い交付税措置のある起債については、多分今年度、この補正予算絡みだけの措置であろうと、こんなふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 歳出の財産管理費の積立金が約2億円あるわけですが、先ほど町長のほうから4本柱ということでご説明いただきましたけれども、実際に町としてはこの4本柱について、今現在構想はあるのか。全然真っ白なのか、それとも構想はあるけれども、今回の議会には提案できないよという話なのかをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課課長補佐。

○野中英昭総合政策課長補佐 お答えいたします。

先ほど申し上げました4つの柱に従いまして、平成24年度の当初予算においてこの基金を活用させていただきたいということで、1つには災害対策の総合支援事業といたしまして、住民生活課のほうで予定されておりますハザードマップの作成、それから風評被害対策としまして、風評被害対策の実行委員会への補助金、それから地域緊急対策事業といたしまして、プレミアム商品券のほうへの補助、それから放射能のモニタリング事業というような形で予定をさせていただいております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 モニタリングについてですけれども、最近農家の方だとか、それから林業関係もそうですけれども、国民がどうもモニタリングをした結果、NDだという表示

があると。ところがNDというのは物によって違うでしょうけれども、食品であれば100ベクレルだとか、いろいろ今数値が変わっていますけれども、消費者からすると、NDというのはもう信用できないと、しょっちゅう変わるんで。例えば10ベクレルだとか、それから5ベクレルだとか、そういった数値が入っていたほうが、逆にNDよりも安心できると、このような話を聞きます。

現在のところは国のほうでも細かい数値の出る機械がないので、今まではNDの処理でやってきたと思うんですけども、今後について、そういった都会の意見について、町のほうとしては、どういった対策をとるつもりなのかお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

町としての具体的なモニタリングのご質問だというふうにしてお答えをさせていただきますが、今までの議会でもお答えしましたとおり、現在、町の環境センターのほうに、土壌であったり、食品であったり、測れる器械を導入し、今稼働をし、各地区の区長さん等の説明会をしながら、現在の土壌を中心とした公表あるいは説明会を開催させていただいているところでございます。

新年度におきましては、その器械を具体的にJAさん、それから環境センターにもう1台増設、あるいはJAさんに1台配備、それから西部地区で伊南総合支所のほうに配備をする計画をしております。都合4台入るわけでございますが、町民の安全・安心、当地域の土壌あるいは食品、学校給食の食材、そういったものを中心にモニタリングしながら、随時測ったものを公表し、町民の皆様は安全・安心を訴えてまいりたいと、そのような基本的な考え方で対応してまいりたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が一番危惧しているのは、例えば今まで食品の中でも500ベクレル以下であれば安全ですよということであったとして、500ベクレル以下だとNDとしたと、これは安全だからNDですよ、そのうち今度標準が変わって、100ベクレル以下じゃないとダメですよと。すると100ベクレル以下だったらNDとしたと、そういった表示の方法よりも、例えば100ベクレル以下であっても、これは10ベクレル出ましたと表示したほうが、消費者が安心するという意見があるということなんですね。

ですから、今町のほうで持っている器械は何ベクレルまではかれるような器械なのか、そういったことをちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 答えいたします。

今都市環境センターではかつておりますモニタリングの器械につきましては、0.01ベクレルからはかれるんですけども、基準値が0.05くらいまでに下げてありますので、設定してありますので、それ以下になりますと、もうベクレル、NDという形で表示されるようになっております。基準値の設定につきましては、はかる土壌とか農産物とか、そういうのによって、それぞれ基準値を変えておりますので、それで出しております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が言っているのは、物によって当然ベクレルは変わってくるわけです。ですからND表示よりも、要するにベクレル表示でかえってやったほうが、消費者が安心するという話が出ています。だから、そういうことからいうと、なるべく数値の小さいものを、ベクレルまではかれるような器械を準備すべきだと思うんですけども、私はこれは専門的じゃないからよくわからないですけども、消費者が安全に、少しは放射能含んでいても、これは絶対安全だと思えるような数字表示をすべきだと、こんなふうに考えているんですけども、町のほうではどんな考えを持っているか、NDの取り扱いについてです。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 答えいたします。

今ご質問いただいた内容については理解をしておりますが、私どもとしては、物体について検査をしたもの、全く数値が出ないものをND、数値が出たものは数値を公表する、そういう基本的な考え方で、町としては実際に公表をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それともう1点気がかりなのは、これは最近雪が降っているんで、雪解けに対する町の放射線量に対する対策は、今現在どのようなことをお考えになっているかお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

この雪解けの問題については、我々農政関係も大変心配しているところでございました。それで、過日、郡山の農村総合研究所のほうに放射能の説明会がありましたんで行ってきた中で、当然、雪解け水が畑、田んぼに入った場合どうなんですかというようなことを質問しましたらば、原則的に放射能は水に溶けないということを話していただきまして、通常雪解けであれば

田んぼに入っても問題ないと。ただし、その雪解けが大雨なんか降りまして、水が土壌に付着しまして、土壌と一緒に田んぼに入った場合、木の葉と一緒にに入った場合、これは心配されま
すというようなことがありました。

ただし、そういうことから、その対策については全く対応できない状態でありますので、町
で今回放射能測定器を買いましたので、常に田んぼ、畑等の調査をしまして、どのくらいの数
値があるのかということとはまめにやって、そんなに支障がない状態であれば、耕作に影響はな
いということで、我々は常に調査のほうに入っていきたいと思っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 農林課長にお聞きしますが、今放射能は水に溶けないというような話もし
ましたが、放射能じゃなくて、放射線ではないんですか。放射能は出すものが放射能と思うん
ですが。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

放射性物質ということでご理解ください。すみません。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 国民が今思っているのは、県とか国の発表が当てにならないとい
うことなんですよね。それで、福島市周辺では、渡利地区はこの前の米の汚染問題があったと
きには、沢水が合流した地点だから放射線量が高くなって、放射性物質ですか、高くなったと
いうことがあったわけですよね、現実的に。

今の課長の話を聞いていると、さほど雪解け水は影響がないんじゃないかという雰囲気の説
明に私は聞いたんですけれども、この2つの事項をあわせると、私は相当町民はね、我々は教
えてもらったから安心だと思っているかもしれないけれども、町民のほうは非常に不安を持っ
ていると思うんです。その不安に対してどう対処するかということは、やっぱり沢水が集まる
ようなところだとか、そういうところを定期的に検査していきますよというようなことを、自
分たちが安心だと思っても、町民が不安がっているから、そういう対策を今から雪水が今度解
ける前に、町はこういう対策をやりますよということを、私は町民に周知すべきだと思うん
ですけれども、その辺のお考えはどうですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

土壌調査についても、結果について各区長様に、各集落の数値を確認して公表しております。

また、農事組合の会員についても、同じような雪解けの件についてもいろいろ質問がありました。それに対して、町は雪解け水に対してどうする対応策も今のところはございません。ただし、常に雪解け水に伴った、春先に土壌調査をして、どのくらいの放射能数値があるのかと、そういうふうな検査はできますので、そういった検査をしながら、今後の対応策をしていくというふうに思っています。

あとはその後についても、随時農作業のあぜ道講習会等のお知らせもありますので、その辺も含めて、農家の方にもお知らせしたいと思っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今の課長の考えでは、課長の立場からはその程度の説明だと思っ
んですけれども、これはぜひ町長にお願いしたいんですけれども、やはりみんなが不安に思っ
ているときは、町はこんなふうに雪解け対策をしますよと、こういう方法でやりますよとい
うことを、例えば広報だとか、あるいは新たにチラシをつくって、先手を打って安心させるよ
うなことが私は必要だと思うんですけれども、町長はその辺のお考えはどうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この放射能問題はなかなか原発が収束しない状況が続いておりますけれども、私はこの状況
が、風評も含めてそういう状況でありますから、どのくらい続くかわかりませんが、こ
れからそれは十分覚悟しなければならないと、そういう覚悟でおります。

そういう中にありまして、いろいろ対応、検査をしておりますけれども、いずれにしまし
ても、先ほども検知した数値のノンデータ、その問題もあります。これはやっぱり機械によ
って、今までの器械ですといろいろな測定の間隔があるみたいですから、なかなか20ベクレル以下
がノンデータになってみたり、いろいろあるみたいなんですけれども、先ほど副町長が答弁申し上
げましたように、数値が出ればすべて公表すると、そのような態勢はとるべきだろうと思っ
ています。

それから、除染はどうするのかということも根本的にはあるわけですが、南会津町内
には、そういう地域はないという判断の中で、もしあったときには、それはそれなりの対応は
もちろんしていかなければならないと思いますし、それからあと町民の方々に対して、じゃ雪
解け後の対応をどうするんだということに関しましても、農林課長のほうから答弁させていた
だきましたが、雪をどけて、それをほかに排出するわけにもいきませんし、ですから十分な注

意をしまして、検査をして、そしてできるだけ早い対応の中で皆さんに説明しながら対応を考えていくというのが、今の現状のとれる最大のことかなと、そのように思います。

それから、いろいろ放射能に対する町民の見方、それから風評被害に対する町の対策、考え方としては、やはり、これは本当に正確な数値をきちんと報告するということがまず安心の第一歩だと私は思います。ですから、情報公開、土も含めてですけれども、地域によって、土壌なんかも高い低いありますが、今のところいろいろ国で言われる基準を考えた場合に、問題になるような異常な数字は出ていないというのが今の認識であります。

ですけれども、議員おっしゃられるように、雪解けによってどのように変化するのかということも十分注視しながら、今後の対応を考えていかなければならない、そういう覚悟でありますし、ですから、PRの方法と町の対応と、そして町民に対する理解、そういうことを十分考慮して、雪解けに向かって、そして来年度の対応を十分できるように、今から体制を整えているところでありますし、検査の機械の台数も増設しておりますから、そのような中で対応してまいりたいと、そのように思います。

○13番 星 登志一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 今モニタリングの話が出ておりましたのでお聞きしたいんですけども、教育課関係ですね、学校の校庭とか保育所の庭、子供が運動するところ、これは風やなんかで砂が舞い上がった場合、吸い込む、内部被曝というのがすごく問題になっていますね。教育関係の学校の現場でもぜひモニタリングしていただいて、高度な線量が出たところは、もう直ちに除染していただきたいと思いますが、学校現場についてどうお考えですか、お聞きします。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えをいたします。

学校の現場につきましては、今、24時間のリアルタイムで10分ごとに放射線の線量を測定する器械がようやく先週から稼働しております、現在ホームページ等でも公開しておりますが、校庭にモニタリングが24時間リアルタイムの線量計がございます。現在は、その状況を見ながら、線量が高くなっている部分については、当然土壌もそういうふう汚染されているんだらうというふうな因果関係もあるだらうということが考えられますので、常時、現在設置してありますリアルタイムの線量計を注視しながら、今後の対応について検討させていただき

いというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○15番 五十嵐 司議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 一般補正の9ページのことぢょつとお聞きしたいんですけども、地方債の現在高の見込み額の件なんですけれども、今町では163億9,662万3,000円の残高があるわけぢです。これが町の歳入が135億9,348万2,000円の歳入であります。これを町の人口、1月末だと約1万8,000人なんですけれども、それだと町民1人当たり大体約91万円が町の借金を背負っているという格好になるわけなんですけれども、このような財政状態を町当局ではどう思っているか、その考えを伺いたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

確かに今ご指摘のとおり、今回の追加を合わせますと、一般会計で163億円という大きな起債の残高を抱えるということになりますが、ここの起債のとらえ方でございますが、基本的に南会津町の場合は、財源措置のない起債、いわゆる単なる借金ですね、これについては極力借りないということを考えておまして、財源措置のある、70%措置がある過疎債を中心としながら過疎債を充てているということでございますが、実際この163億円の残高がありますけれども、将来的な国からの交付税措置等を含めると、これは半減というふうな形になりますので、今現在の町の標準財政規模からすると、そうは心配まではするまでの残高までには至っていないのではないのかなと、こんなふうに分折をしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上をもちまして、平成24年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。
慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員